

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法	法令番号	昭和25年法律第303号						
手続名	毒物又は劇物の製造業等の登録の変更	根拠条項	第9条第1項						
審査基準	<p>毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が登録を受けた品目以外の毒物又は劇物を製造し、輸入する場合の登録変更は、法第5条の規定に適合する場合に登録変更を行う。 当該変更については「毒物又は劇物の製造者等の登録」の審査基準に準じて行うものとする。</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	45日	目次
							標準経由期間	日	